ACSES ニュースレター_２０７５号（2021 年４月７日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（12 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・産業保安及び製品安全における統合的開示ガイダンスを改訂しました〈経済産業省〉
□大災害、原発事故対策
[福島原発事故]
・原発処理水 海洋放出に向け 政府が本格検討へ〈Web報道〉
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
◇マスコミ報道　見出し
[対策・予防]
◇省庁発表
◇ワクチン、検査薬、治療薬等
◇大学等関係
◇マスコミ報道　見出し
[3] 火薬類取締法施行規則の一部改正
◇火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令（経済産業省令第 39 号）〈官報〉
◇火薬類の製造施設の構造、位置及び設備並びに製造方法の技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件（経済産業省告示第 79 号）〈官報〉
◇火薬類取締法施行規則第一条の七に規定する硝安油剤爆薬又は含水爆薬を定める告示（経済産業省告示第 81 号）〈官報〉
◇火薬類取締法施行規則第十九条第一項の表に規定するその他煙火を定める告示（経済産業省告示第 82 号）〈官報〉
[4] 農薬
◇農薬汚染、世界の農地の３分の１に「高い危険性」　豪研究〈Web 報道〉
[5] 肥料
◇肥料を登録した件（農林水産省告示第 506 号）〈官報〉
◇肥料の仮登録の有効期間を更新した件（農林水産省告示第 507 号）〈官報〉
[6] 廃棄物関係
◇大手コンビニ 弁当などの容器 紙製に切り替える動き活発に〈放送報道〉
[7] 温暖化対策関係
◇脱炭素経営の促進に関する各種ガイドの策定について〈環境省〉
◇報告書「移動データを活用した地域の脱炭素化施策検討委託業務～データ駆動型脱炭素まちづくり～」の公表について〈環境省〉
[8] 調査、公募、意見募集等
　[公募、意見募集等]　３件　　[公募結果、意見募集結果]　１件
[9] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等
　[開催案内]　４件
[10] その他
◇インフルエンザ、感染症関係：１件

花海棠（ハナカイドウ）

****

[1] ***化学物質関係事故、事件関係***

◇***事故・事件対策、措置、訴訟等***

・産業保安及び製品安全における統合的開示ガイダンスを改訂しました

＜経済産業省　2021 年 4 月 5 日＞　https://www.meti.go.jp/press/2021/04/20210405001/20210405001.html

---

□***大災害、原発事故対策***

[福島原発事故]

・原発処理水 海洋放出に向け 政府が本格検討へ

＜FNN プライムオンライン　2021 年 4 月 6 日＞　https://www.fnn.jp/articles/-/165579

東京電力福島第 1 原発事故で発生した処理水の処分をめぐり、政府が動き出す。

菅首相は 7 日にも、全漁連(全国漁業協同組合連合会)の岸会長と会談し、早ければ来週にも関係閣僚会議を開き、海洋放出に向けた本格的な検討を始めることが FNN の取材でわかった。

福島第 1 原発事故で発生した放射性物質「トリチウム」を含む処理水は、敷地内のタンクにためられているが、東京電力は、2022 年秋にもタンクの保管容量が限界を迎えるとの見通しを示している。

政府は、専門家の意見などをふまえ、海洋放出に向けた意見集約を進めており、菅首相は 3 月、福島県内で「いつまでも決定せず、先送りすべきではない」と語っている。

一方、全漁連は、海洋放出について、政府に「慎重な判断」を求めてきたが、複数の政府関係者によると、菅首相は、7 日にも全漁連の岸会長と首相官邸で面会し、対応を協議する見通しだという。

菅首相は、岸会長に海洋放出への理解を求めたうえで、早ければ来週にも関係閣僚会議を開催し、処理水の海洋放出に向けた本格的な検討に着手する方針。

風評被害への懸念などから、漁業関係者を中心に海洋放出に反対する声が根強くある中、原発事故から 10 年で、処理水対策は新たな局面を迎える。

****

[2] ***[特集] 新型コロナウイルス感染症***

[状況]

◇省庁発表

・地域ごとの感染状況等の公表について更新しました

＜厚生労働省　2021 年 4 月 6 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00016.html

・新型コロナウイルス感染症の患者等の発生について（空港検疫）

＜厚生労働省　2021 年 4 月 6 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17911.html

・検疫所職員の新型コロナウイルス感染について

＜厚生労働省　2021 年 4 月 5 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=7xfctdEzNUhEKj19Y

・新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について（令和 3 年 4 月 6 日版）

＜厚生労働省　2021 年 4 月 6 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17903.html

---

◇マスコミ報道　見出し

・大阪 送別会で市職員感染 松井市長「言語道断」全職員調査へ

＜NHK　2021 年 4 月 5 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210405/k10012957011000.html

---

[対策・予防]

◇省庁発表

・新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム(HER-SYS)：Health Center Real-time information-sharing System on COVID-19
＜厚生労働省　2021 年４月６日＞
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00129.html
・まん延防止等重点措置に係る雇用調整助成金の特例について
＜厚生労働省　2021 年４月５日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=A_syiAm0EOgJZUiRY
・「海外渡航者新型コロナウイルス検査センター（TeCOT)」のデジタル証明が可能となります
＜経済産業省　2021 年４月６日＞　https://www.meti.go.jp/press/2021/04/20210406003/20210406003.html
---

◇ワクチン、検査薬、治療薬等

・新型コロナワクチンの接種を行う医療機関へのお知らせ
＜厚生労働省　2021 年４月５日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=U6tgCW2PifT4lo7BY
・新型コロナワクチンの接種実績
＜厚生労働省　2021 年４月５日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=X6du1FXoTLRVORDNY
・新型コロナ 高齢者向けワクチン５日以降都道府県へ配送始まる
＜NHK　2021 年４月５日＞　https://www3.nhk.or.jp/shutoken-news/20210405/1000062623.html
・新型コロナ変異ウイルス E484K とは 感染広がっている可能性も
＜NHK　2021 年４月５日＞　https://www.nhk.or.jp/shutoken/newsup/20210405d.html
---

◇大学等関係

・大阪大学の卒業式後の“会食クラスター”２件発生で１４人の感染確認
＜毎日放送　2021 年４月３日＞　https://www.mbs.jp/news/kansainews/20210403/GE00037651.shtml
　４月２日、大阪府では新たに６１３人の新型コロナウイルスへの感染が確認されました。２日連続で６００人を超え、４日連続で東京の新規感染者数を上回りました。また、５人の死亡が確認されました。変異ウイルスへの感染疑いが新たに確認されたのは２４６人で、１日に１００人以上となるのは初めてです。
　さらに、大阪大学の卒業式の後に開かれた会食でクラスターが２件発生し、あわせて１４人の感染が確認されました。府内で卒業式後の会食でのクラスターが確認されたのは初めてです。
　このほか、４月２日の新規感染者数は、兵庫県で１７４人、京都府で６８人、奈良県で５４人、滋賀県で３０人、和歌山県で１５人となっています。
　徳島県では１６人の感染が新たに確認されています。

・本学における感染状況について
＜大阪大学　2021年4月5日＞　https://www.osaka-u.ac.jp/ja/news/info/corona/infected
教職員１名、学生６名が新型コロナウイルスに感染していることが判明しましたので、お知らせいたします。
2021年4月5日までの感染者数（累計）
　教職員　１８名
　学生　１３４名
　　※ご本人やご家族の人権尊重・個人情報保護に十分なご理解とご配慮をお願いいたします。
【感染者が発生したときの大阪大学の取組】
大阪大学では、構成員に感染者が発生した場合、管轄保健所と連携を図りつつ、感染者及び濃厚接触者への対応を進めるとともに、本学独自で高リスク接触者を認定して健康観察や自宅待機を要請するなど、感染拡大防止に努めております。

・対面授業、６割の大学で　新年度　正常化手さぐり　主要 30 校　本社調査
＜日経新聞　2021 年３月 24 日＞　https://www.nikkei.com/article/DGKKZO70269860U1A320C2MM8000/

首都圏などにある主要大学30校の６割が４月以降、対面授業を中心にすることがわかった。変異した新型コロナウイルスなどへの警戒感が強まるなか、遠隔授業からの切り替えがじわりと進む。コロナ対応で導入した遠隔授業の利点を生かし、時間や場所の制約を受けずに学べる新しい大学教育の構築をめざす動きも広がっている。

感染対策、遠隔併用も

日本経済新聞が３月上中旬、大都市周辺の大学や国際化に力を入れる大学など30校に2021年度の授業形式などを聞いた。最多は「対面中心」の18校。授業に占める対面の目安を９割としたのは立命館と近畿、関西学院、８割は東京都立、大阪府立、関西、上智だった。７割は早稲田と明治など。「対面と遠隔が半々」は９校だった。

20年度後期分を昨秋調査した際は30校の56％が遠隔中心だった。21年度から対面に軸足を置く背景には新入生や保護者らの不満に加え、国による要請がある。受験生から敬遠されて経営に影響するとの見方も出ていた。

「完全対面」はゼロで、大学の戸惑いも浮かんだ。感染拡大のリスクを無視できないためだ。「遠隔中心」とした２校のうち日本大は「通学を心配する学生などがいる」とする一方、自宅の通信環境が不安定な学生もいるため学部によっては隔週で対面授業をする。東京工業大は新入生は対面中心で、ほかの学年は遠隔中心とする。

「未定」の東京大は20年度は語学など、授業の２割程度を対面で実施した。入試担当の福田裕穂理事・副学長は10日の記者会見で「21年度はそれより増やす」と話した。

文部制学省の昨年10月時点の調査で、授業の半分以上を遠隔で行う大学は187校あり、半数以上を首都圏などの大学が占めた。感染者が少ない地方では対面を増やす動きが出ていた。

世界の大学は今も遠隔が多い。英国では２月末時点で大学のうち91％が遠隔のみで、７％強が対面と遠隔の併用だった。米国も１月末時点での春学期の計画は遠隔中心が全体の40％％で、対面中心は16％にとどまった。

対面再開を目指す動きは進む。８日から対面授業を一部再開した英国は政府主導で学生らに短時間で結果が分かる「ラテラルフロー検査」を週２回受けるよう要請した。米国でも寮の再開を１人か２人部屋に限るなどの対策を取り、秋学期から完全対面に戻す計画を立てる大学が相次ぐ。

日本では対策は大学任せだ。１年生の入寮を義務付ける国際教養大は入寮前と学期中で最大３回のＰＣＲ検査を無料で受けられるようにするが、こうした大学は少ない。サークル活動や部活動は「感染対策を確認した上で許可」（上智大）、大人数の飲み会は「当面は自粛を要請する」（東京都立大）などにとどまる。

コロナ収束後も遠隔授業を活用する計画は７割の21校にあり、残る９校も検討中とした。東大は海外の著名な研究者を教員として登用し、オンライン授業をする「グローバルフエロー制度」を21年度に設ける。

早大は、遠隔の動画で予習し、対面の討論などで学びを深める「反転授業」に取り組む。明大は、海外提携校の授業を遠隔で履修できる制度を検討する。

主要大の 2021 年度の授業形式

対面中心	一橋、九州、法政、関西、名古屋、東京都立、立教、関西学院、京都、大阪府立、上智、近畿、大阪、早稲田、青山学院、神戸、明治、立命館
対面と遠隔　半々	北海道、国際教養、東海、東北、慶応、学習院、筑波、中央、同志社
遠隔中心など	東京工業、日本、東京（未定）

（注）日本経済新聞調査。学部・教科ごとに異なる場合もある。

本社調査による授業形式の変化

	2020 年度後期	21 年度
完全対面	０％	０％
対面中心	３．３	６０．０
遠隔・対面を半々	３６．７	３０．０
遠隔中心	５６．７	６．７
完全遠隔	３．３	０
未定	０	３．３

◇***マスコミ報道　見出し***

・大阪 兵庫「まん延防止措置」対象地域の飲食店などに時短要請
＜NHK　2021 年４月５日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210405/k10012956341000.html
・宮城「まん延防止措置」県内全域の飲食店などに時短要請へ
＜NHK　2021 年４月５日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210405/k10012956171000.html
****

[3] *火薬類取締法施行規則の一部改正*

◇火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令（経済産業省令第 39 号）

［官報］　令和３年４月５日　本紙　第 466 号　2～4 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20210405/20210405h00466/20210405h004660002f.html

〇経済産業省令第 39 号

火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）第十一条第二項及び第二十五条第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令を定める。

令和３年４月５日　　経済産業大臣　　梶山　弘志

火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改　正　後	改　正　前
（火薬及び火工品の換算） 第一条の六　［略］ ２・３　［略］ ４　第一条の二第一号に規定する火薬のうち、過塩素酸アンモニウム、アルミニウム及びポリブタジエンを主とするコンポジット推進薬であって、原料として爆薬を使用しないもの（以下「特定コンポジット推進薬」という。）及びこれを使用した火工品（爆薬を使用しないものに限る。）については、第一項にかかわらず、特定コンポジット推進薬（火工品にあっては、その原料をなす特定コンポジット推進薬）十トンを爆薬一トンに換算して第二十三条第一項から第三項まで（三級火薬庫の場合を除く。）及び第五項、第二十五条第六号、第二十五条の二第七号及び第九号、第二十六条第一項第四号並びに第三十一条第四号及び第五号を適用する（特定コンポジット推進薬又はこれを使用した火工品を爆薬又は爆薬を使用した火工品と同時に貯蔵する場合を除く。）。 （特定硝安油剤爆薬等の特例） 第一条の七　硝安油剤爆薬又は含水爆薬であって経済産業大臣が告示で定めるもの（以下「特定硝安油剤爆薬等」という。）及びこれを使用した火工品については、第二十三条第一項から第三項まで（三級火薬庫の場合を除く。）及び第五項、第二十五条第六号、第二十五条の二第七号及び第九号、第二十六条第一項第四号並びに第三十一条第四号及び第五号の適用において、当該各項各号に掲げる爆薬の数量は、特	（火薬及び火工品の換算） 第一条の六　［略］ ２・３　［略］ ［新設］

定硝安油剤爆薬等（火工品にあっては、その原料をなす特定硝安油剤爆薬等）一・二トンにつき爆薬一トンとして計算するものとする。

（貯蔵の区分）

第十九条　左表上欄に掲げる火薬類は、それぞれ同表下欄に掲げる火薬庫に貯蔵しなければならない。この場合において、一級火薬庫、二級火薬庫、三級火薬庫又は水蓄火薬庫にあっては、異った貯蔵火薬類の区分に属する火薬類を同一の火薬庫に貯蔵してはならない。

貯蔵火薬類の区分	貯蔵すべき火薬庫
［略］	［略］
がん具煙火（第一条の五第一号へ⑵に掲げるものを除く。）その他煙火であって経済産業大臣が告示で定めるもの（以下次条において「がん具煙火等」という。）	がん具煙火貯蔵庫
［略］	［略］

２～４　［略］

（最大貯蔵量）

第二十条　火薬庫の最大貯蔵量は、次の表に掲げる火薬類の種類に応じて、それぞれ同表の火薬庫の種類別に該当する量とする。ただし、同表⑵に掲げる火薬について、爆薬又は爆薬を使用した火工品と同時に貯蔵する場合は、同表⑴に掲げる火薬として扱う。

［表　略］

２・３　［略］

４　第一項の表に掲げない火工品については、その原料をなす火薬又は爆薬の数量に対し第一項から前項までの規定を適用する。この場合において、第一項の表⑵に掲げる火薬を使用した火工品であって、爆薬を使用したもの又は爆薬若しくは爆薬を使用した火工品と同時に貯蔵するものは、当該火工品を第一項の表⑴に掲げる火薬を使用したものとして扱うこととする。

５　がん具煙火貯蔵庫においてがん具煙火等を五トンをこえて貯蔵する場合には、三トン未満の数量ごとに経済産業大臣が告示で定める基準により設けられた隔壁により区分して貯蔵しなければならない。

（無許可消費数量）

第四十九条　法第二十五条第一項ただし書の規定により許可を受けないで消費することのできる火薬類の用途及び数量は、次の各号によるものとする。

（貯蔵の区分）

第十九条　左表上欄に掲げる火薬類は、それぞれ同表下欄に掲げる火薬庫に貯蔵しなければならない。この場合において、一級火薬庫、二級火薬庫、三級火薬庫又は水蓄火薬庫にあっては、異った貯蔵火薬類の区分に属する火薬類を同一の火薬庫に貯蔵してはならない。

２～４　［略］

貯蔵火薬類の区分	貯蔵すべき火薬庫
［略］	［略］
がん具煙火（第一条の五第一号へ⑵に掲げるものを除く。）	がん具煙火貯蔵庫
［略］	［略］

２～４　［略］

（最大貯蔵量）

第二十条　火薬庫の最大貯蔵量は、次の表に掲げる火薬類の種類に応じて、それぞれ同表の火薬庫の種類別に該当する量とする。

［表　略］

２・３　［略］

４　第一項の表に掲げない火工品については、その原料をなす火薬又は爆薬の数量に対し第一項から前項までの規定を適用する。

５　がん具煙火貯蔵庫においてがん具煙火を五トンをこえて貯蔵する場合には、三トン未満の数量ごとに経済産業大臣が告示で定める基準により設けられた隔壁により区分して貯蔵しなければならない。

（無許可消費数量）

第四十九条　法第二十五条第一項ただし書の規定により許可を受けないで消費することのできる火薬類の用途及び数量は、次の各号によるものとする。

一～三　［略］ 四　信号又は観賞の用に供するために煙火を消費する場合には、同一の消費地において一日につき直径十四センチメートル以下の球状の打揚煙火七十五個以下（直径六センチメートルを超えるものの個数が二十五個以下であって、直径十センチメートルを超えるものの個数が十個以下である場合に限る。）、仕掛煙火に使用する炎管二百個以下、ファイヤークラッカーその他の点火によつて爆発音を出す筒物（スモーククラッカーを除く。）であつて火薬一グラム以下爆薬（爆発音を出すためのものに限る。）〇・一グラム以下の煙火（マッチの側薬又は頭薬との摩擦によつて発火するものを除く。）三百個以下、爆竹（点火によつて爆発音を出す筒物を連結したものであつてその本数が三十本以下のものに限る。）であつてその一本が火薬一グラム以下爆薬（爆発音を出すためのものに限る。）〇・一グラム以下の煙火三百個以下又は競技用紙雷管無制限 四の二　映画若しくは放送番組の製作、演劇、音楽その他の芸能の公演、スポーツの興行又は博覧会その他これに類する催しの実施において演出の効果の用に供するために煙火（打揚煙火を除く。以下この号において同じ。）を消費する場合には、同一の消費地において一日につきその原料をなす火薬若しくは爆薬五十グラム以下の煙火八十五個以下（その原料をなす火薬又は爆薬十五グラムを超えるものの個数が三十五個以下であって、その原料をなす火薬又は爆薬三十グラムを超えるものの個数が五個以下である場合に限る。）又は発煙筒、撮影用照明筒若しくは爆薬（爆発音を出すためのものに限る。）〇・一グラム以下の煙火無制限	一～三　［略］ 四　信号又は観賞の用に供するために煙火を消費する場合には、同一の消費地において一日につき直径六センチメートル以下の球状の打揚煙火五十個以下、直径センチメートルを超え直径十センチメートル以下の球状の打揚煙火十五個以下、直径十センチメートルを超え直径十四センチメートル以下の球状の打揚煙火十個以下、二百個以下の焔管を使用した仕掛煙火一台、ファイヤークラッカーその他の点火によつて爆発音を出す筒物（スモーククラッカーを除く。）であつて火薬一グラム以下爆薬（爆発音を出すためのものに限る。）〇・一グラム以下の煙火（マッチの側薬又は頭薬との摩擦によつて発火するものを除く。）三百個以下、爆竹（点火によつて爆発音を出す筒物を連結したものであつてその本数が三十本以下のものに限る。）であつてその一本が火薬一グラム以下爆薬（爆発音を出すためのものに限る。）〇・一グラム以下の煙火三百個以下又は競技用紙雷管無制限 四の二　映画若しくは放送番組の製作、演劇、音楽その他の芸能の公演、スポーツの興行又は博覧会その他これに類する催しの実施において演出の効果の用に供するために煙火（打揚煙火を除く。以下この号において同じ。）を消費する場合には、同一の消費地において一日につきその原料をなす火薬若しくは爆薬十五グラム以下の煙火五十個以下、その原料をなす火薬若しくは爆薬十五グラムを超え三十グラム以下の煙火三十個以下、その原料をなす火薬若しくは爆薬三十グラムを超え五十グラム以下の煙火五個以下又は発煙筒、撮影用照明筒若しくは爆薬（爆発音を出すためのものに限る。）〇・一グラム以下の煙火無制限
備考　表中の［　］は注記である。	

第二十条第一項の表を次のように改める。

火薬庫の種類 ＼ 火薬の種類		一級火薬庫	二級火薬庫	三級火薬庫	水蓄火薬庫	実包火薬庫	煙火火庫	がん具煙火貯蔵庫	導火線庫
⑴	火薬（特定コンポジット推進薬を除く。）	八十トン	二十トン	五十キログラム	四百トン				
⑵	特定コンポジット推進薬	四百トン	百トン	五十キログラム					
⑶	爆薬（特定硝安油剤爆薬等を除	四十トン	十トン	二十五キログラム	二百トン				

	く。）								
⑷	特定硝安油剤爆薬等	四十八トン	十二トン	二十五キログラム					
⑸	工業雷管及び電気雷管	四千万個	一千万個	一万個					
⑹	信号雷管	一千万個		一万個					
⑺	導爆線	二千キロメートル	五百キロメートル	千五百メートル					
⑻	銃用雷管	四億個		四十万個					
⑼	実包及び空包	八千万個	二千万個	六万個		八千万個			
⑽	信管及び火管	二百万個		三万個					
⑾	コンクリート破砕器	四百万個	百万個	一万個			二十五万個		
⑿	導火管付き雷管	一千万個	二百五十万個	二千五百個					
⒀	制御発破用コード	四百キロメートル	百キロメートル	三百メートル					
⒁	信号炎管及び信号火せん	八十トン		百キログラム			五トン		
⒂	煙火並びに煙火の原料用火薬及び爆薬	四十トン					五トン		
⒃	信号炎管及び信号火せんの原料用火薬及び爆薬						五トン		
⒄	がん具煙火等							十トン	
⒅	導火線及び電気導火	無制限	無制限	無制限			無制限		無制限
⒆	導火管	無制限	無制限	無制限					無制限

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

◇火薬類の製造施設の構造、位置及び設備並びに製造方法の技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件（経済産業省告示第 79 号）

［官報］　令和３年４月５日　本紙　第 466 号　４頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210405/20210405h00466/20210405h004660004f.html

○経済産業省告示第 79 号

火薬類の製造施設の構造、位置及び設備並びに製造方法の技術上の基準の細目を定める告示（昭和四十九年通商産業省告示第五十八号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和３年４月５日　　経済産業大臣　　梶山　弘志

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改　正　後	改　正　前

別表（第三条、第十三条、第十四条関係） 表　［略］ 備考 １　［略］ ２　爆発・燃焼試験場、発射試験場又は廃薬焼却場の停滞量の範囲の項の数量は、規則第１条の６第１項又は第２項の例により爆薬に換算した数量とする。 ３　保安間隔が計算式で示されている場合において、その計算式中の停滞量は、キログラム単位の停滞量（火工品の危険工室等についてその停滞量が個数又は長さで示されている場合には、その数量を規則第１条の６第１項の例によりその原料をなす火薬類が火薬である場合には火薬に、爆薬である場合には爆薬に換算した数量）に相当する数値とする。 ４～17　［略］	**別表**（第三条、第十三条、第十四条関係） 表　［略］ 備考 １　［略］ ２　爆発・燃焼試験場、発射試験場又は廃薬焼却場の停滞量の範囲の項の数量は、規則第１条の６第１項又は第２項の例により爆薬に換算した数量とする。 ３　保安間隔が計算式で示されている場合において、その計算式中の停滞量は、キログラム単位の停滞量（火工品の危険工室等についてその停滞量が個数又は長さで示されている場合には、その数量を規則第１条の６第１項の例によりその原料をなす火薬類が火薬である場合には火薬に、爆薬である場合には爆薬に換算した数量）に相当する数値とする。 ４～17　［略］
備考　表中の［　］は注記である。	

◇火薬類取締法施行規則第一条の七に規定する硝安油剤爆薬又は含水爆薬を定める告示（経済産業省告示第 81 号）

［官報］ 令和３年４月５日　本紙　第 466 号　4～5 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210405/20210405h00466/20210405h004660004f.html

○経済産業省告示第 81 号

火薬類取締法施行規則第一条の七に規定する硝安油剤爆薬又は含水爆薬を定める告示を次のように定める。

令和３年４月５日　　経済産業大臣　　梶山　弘志

火薬類取締法施行規則第一条の七に規定する硝安油剤爆薬又は含水爆薬を定める告示

火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）第一条の七の経済産業大臣が定める硝安油剤爆薬又は含水爆薬は、次に掲げるものとする。

一　日本産業規格Ｋ四八〇一　（二〇〇六）に規定する硝安油剤爆薬

二　日本産業規格Ｋ四八二七（二〇〇四）に規定する含水爆薬

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

◇火薬類取締法施行規則第十九条第一項の表に規定するその他煙火を定める告示（経済産業省告示第 82 号）

［官報］ 令和３年４月５日　本紙　第 466 号　５頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210405/20210405h00466/20210405h004660005f.html

火薬類取締法施行規則第十九条第一項の表に規定するその他煙火を定める告示を次のように定める。

令和３年４月５日　　経済産業大臣　　梶山　弘志

火薬類取締法施行規則第十九条第一項の表に規定するその他煙火を定める告示

火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）第十九条第一項の表に規定するその他煙火であって経済産業大臣が定めるものとは、火薬類取締法施行規則第一条の五第一号イ⑴又はホ⑴若しくは⑵に該当するがん具として用いられる煙火の半製品であって、火薬又は爆薬が瞋薬された筒（外箱、台座その他これに類するものを取り付ける工程のみを経て、がん具として用いられる煙火になるものに限る。）とする。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

****

[4] ***農薬***

◇農薬汚染、世界の農地の３分の１に「高い危険性」　豪研究

＜ＡＦＰ＝時事　2021 年４月２日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=20210402041367a&g=afp

世界の農耕地の３分の１に、農薬の化学成分が長期的に残留することによる汚染の「高い危険性」があるとの研究結果が３月 29 日、発表された。農薬の残留物は、上水道に浸出したり生物多様性を脅かしたりする恐れがあるという。

農業生産の拡大に伴い、農薬の使用量が世界的に急増していることで、環境被害の懸念と有害化学物質の使用削減を求める声がともに高まっている。

英科学誌ネイチャージオサイエンスに掲載された今回の研究論文で、オーストラリアの研究チームは、農薬の有効成分（植物や虫に対して薬効を発揮する成分）９２種の使用に関するデータを用いて世界１６８か国における汚染リスクをモデル化し、「農薬汚染の危険性が世界の広範囲に及んでいる」ことを明らかにした。

論文は、世界の農耕地全体の６４％（約２４５０万平方キロ）に複数の有効成分による農薬汚染の危険性があり、３１％に高い危険性があることを明らかにした。

研究では、南アフリカ、中国、インド、オーストラリア、アルゼンチンの複数の生態系について、高い汚染リスク、重大な水不足、高度の生物多様性が重なり、極めて脆弱（ぜいじゃく）だと指摘した。

論文の筆頭執筆者で、豪シドニー大学土木工学部のフィオナ・タン氏は「この問題が深刻である理由は、潜在的な汚染が広範囲に及んでおり、危険性の高い地域の中にはそれと同時に高い生物多様性を有していたり、水危機に陥っていたりするところもあるからだ」と話す。

タン氏によると、ある地域が潜在的な汚染ホットスポット（局所的な高濃度汚染域）となるのには、農薬の過剰使用や毒性の高い物質を含む農薬の使用など、多数の要因が関与すると考えられるという。

寒さや土壌炭素含量の低さといった環境要因が農薬の無毒物質への分解を遅らせる可能性がある他、大雨によって農薬の大規模な流出が引き起こされる可能性もある。

■持続可能性への呼び掛け

今回の研究では、除草剤５９種、殺虫剤２１種、殺菌剤１９種を調査。米地質調査所（ＵＳＧＳ）のデータと国連食糧農業機関（ＦＡＯ）の国別データから導き出した農薬散布率の推定値を数理モデルに入力し、環境に残存している可能性のある農薬の量を推定した。

１種類以上の農薬成分の残留量が、何の影響も生じないと考えられる濃度の１０００倍以上と推定される場合、その地域は危険性が高いと判断した。

危険性が高い土地の面積が最大なのはアジアで、約４９０万平方キロに及んでおり、うち中国が約２９０万平方キロを占めていた。欧州ではロシア、ウクライナ、スペインで汚染の推定値が高く、農耕地の６２％近く（約２３０万平方キロ）が農薬汚染の危険性の高い状態にあると、研究チームは指摘している。

研究では、環境の種類（土壌、地表水、地下水、大気）別にもリスクを分析した。

この中で最も影響を受けやすいのは地表水で、その理由は流出によって汚染される可能性があるからだとタン氏は説明した。

農薬使用量の低減や食品廃棄物の削減など「持続可能な農業と持続可能な生活」に移行するための世界戦略の必要性を、研究は訴えている。

****

[5] ***肥料***

◇肥料を登録した件（農林水産省告示第 506 号）

［官報］　令和３年４月６日　本紙　第 467 号　８頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210406/20210406h00467/20210406h004670008f.html

肥料の登録登録 26 件が公示された。

◇肥料の仮登録の有効期間を更新した件（農林水産省告示第 507 号）

［官報］　令和３年４月６日　本紙　第 467 号　８頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210406/20210406h00467/20210406h004670008f.html

肥料の仮登録の有効期間更新２件が公示された。

****

[6] ***廃棄物関係***

◇大手コンビニ 弁当などの容器 紙製に切り替える動き活発に

＜NHK　2021 年４月５日＞

https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210405/k10012956261000.html?utm_int=all_side_ranking-social_005

プラスチックごみの削減に向けて大手コンビニの間では、弁当などの容器をプラスチック製から、紙製に切り替える動きが活発になっています。

このうちファミリーマートは、先月から関東地方で販売を始めた焼き鮭弁当の容器について、ふた以外を紙製にしました。

これにより、１食当たりのプラスチックの使用量を 40％程度削減できるとしていて、今月中にはさらに３種類の弁当について同じタイプの容器で発売する計画です。

デリカ食品部の阿部寛樹さんは「弁当の販売動向や購入者の意見を参考にして、今後の課題を洗い出していきたい」と話しています。

一方、ローソンは店内で調理する丼ものの容器を順次、紙製に切り替えていて、来月までに全国およそ 6400 店舗で導入する計画です。

年間 250 トン程度のプラスチックが削減できるとしていて、来月中にはレジカウンターで販売しているアイスコーヒーのプラスチック製のカップも紙製の容器に切り替えることにしています。

新型コロナウイルスの影響で外食を控える傾向が強まり、弁当などの需要が伸びていることを背景に、プラスチック容器の使用量も増えているとみられ、大手コンビニの間では容器をプラスチック製から紙製に切り替える動きが活発になっています。

****

[7] ***温暖化対策関係***

◇脱炭素経営の促進に関する各種ガイドの策定について

＜環境省　2021 年４月５日＞　https://www.env.go.jp/press/109464.html

◇報告書「移動データを活用した地域の脱炭素化施策検討委託業務～データ駆動型脱炭素まちづくり～」の公表について

＜環境省　2021 年４月５日＞　https://www.env.go.jp/press/109459.html

****

[8] ***調査、公募、意見募集等***

[公募、意見募集等]

◇クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針（案）に対する意見の募集(パブリックコメント)について

＜環境省　2021 年４月５日＞　https://www.env.go.jp/press/109463.html

◇「令和３年度低コスト・低負荷型土壌汚染調査対策技術検討調査（委託業務)」対象技術の募集について（再公募）

＜環境省　2021 年４月５日＞　https://www.env.go.jp/press/109458.html

◇令和３年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（脱炭素社会の構築に向けた ESG リース促進事業）に係る指定リース事業者の募集について

＜環境省　2021 年４月５日＞　https://www.env.go.jp/press/109452.html

[公募結果、意見募集結果]

◇消防防災科学技術研究推進制度の 令和３年度研究課題の採択
＜総務省消防庁　2021 年４月２日＞
https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/210402_soumu01.pdf
****

[9] ***関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等***

[開催案内]

・第 44 回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会　議事録｜厚生労働省　　３月 18 日
＜厚生労働省　2021 年４月５日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=c4tAKU2vqdTYtqzhY
（１）新型コロナウイルスワクチンの接種順位等について
（２）新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施状況について
（３）新型コロナワクチンの接種間隔について
（４）その他

・第 55 回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会、令和３年度第１回薬事・食品衛生審議会薬事分科会医薬品等安全対策部会安全対策調査会（合同開催）（ペーパーレス、Web 会議）の開催について
　　４月９日
＜厚生労働省　2021 年４月５日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=rVWe95NxdwoGaHY_Y
（１）新型コロナワクチンの接種及び副反応疑い報告の状況等について
（２）新型コロナワクチンの先行接種者健康調査について
（３）その他

・日本バイオアッセイ研究センターにおける試験手順書からの逸脱行為事案による規制等への影響評価に関する検討会　　４月７日
＜厚生労働省　2021 年４月６日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-roudou_558547_00005.html

・第１回日本バイオアッセイ研究センターにおける試験手順書からの逸脱行為事案による規制等への影響評価に関する検討会　資料　　４月７日、オンライン
＜厚生労働省　2021 年４月６日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17913.html
（１）議事運営
（２）バイオ逸脱行為事案について
（３）今後の検討の方向性
****

[10] ***その他***

◇***インフルエンザ、感染症関係***

・栃木県の死亡野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス検査陽性事例（野鳥国内 52、58 例目）に係る野鳥監視重点区域の解除について
＜環境省　2021 年４月５日＞　https://www.env.go.jp/press/109472.html
********** 以上 **********